

脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定基準改定にあたっての 請願署名

厚生労働大臣 田村 憲久 様

厚生労働省において、脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定基準の見直し・改定作業が行われています。

現行基準は、脳・心臓疾患の労災認定基準が2001年、精神障害の労災認定基準が2011年に制定されたものです。

脳・心臓疾患、精神障害ともに、年々労災請求件数は増え続けていますが、認定率は3割台と低い水準に留まっています。わたしたちは、その原因があまりにも労災認定のハードルが高すぎることに、労災認定基準も、その運用も労災被災者とその家族にとって厳しすぎることに考えています。いうまでもなく、労災保険の目的は、「業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な給付を行い、あわせて業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与すること」（労働者災害補償保険法1条）にあります。

そうした労災保険法の目的・主旨に沿った脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定基準の見直し・改定を行うよう、下記の請願を行うものです。

要請事項

- 1 最近の医学的・科学的知見にもとづき、脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定時間外労働時間数を「65時間超」とすること。
- 2 労働時間以外の負荷要因（深夜・交代制勤務などの勤務形態、温度や騒音などの作業環境、精神的緊張・ハラスメントなど）をもっと積極的に考慮すること。
- 3 被災労働者の属性（疾患や障害、年齢や経験など）や置かれていた状況（育児や介護などの家族的責任など）を正確に判断して認定を行うこと。
- 4 労災認定を担当する事務官を大幅に増員すること。

氏名	住所

※この個人情報は請願以外には使用しません

働くもののいのちと健康を守る全国センター

〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター6階
TEL: 03-5842-5601

取扱い団体